



福指第 423 号  
障政第 457 号  
令和 3 年 1 月 6 日

各応援職員候補者登録届出施設等の管理者 様

静岡県健康福祉部長

新型コロナウイルス感染症発生施設等への応援職員の再募集について（依頼）

日頃、本県の福祉行政の推進に御理解、御協力をいただき、また、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底に御尽力いただきまして、厚くお礼申し上げます。

皆様には、令和 2 年 10 月 5 日付け福指第 293 号及び障政第 319 号通知による応援職員に御登録いただくとともに、過日クラスターが発生した施設へ応援職員を派遣いただきましたことに改めて感謝申し上げます。

さて、施設の入所者が新型コロナウイルスに感染した場合は原則入院となっておりますが、今後、医療体制の逼迫状況によっては、入院できないことが見込まれます。

このような場合に、施設において感染者等への支援を継続していくためには、所属する団体以外への派遣や汚染エリア等での応援活動が必要となってまいります。

つきましては、すでに御登録いただきました施設の皆様に対し、別紙「再募集に係る派遣概要」のとおり、条件を追加して再募集を行い、非常事態に備えたいと考えておりますので、お手数ですが、再度登録していただきますようお願いいたします。

県といたしましても、感染を防ぐために、医師、看護師の派遣など医療面での支援を確実に行うとともに、御登録いただいた職員に対し、感染対策実技研修等の専門研修を改めて実施いたします。

なお、従前の応援スキームに変更はありませんので、今回の再登録は、前回届け出た団体宛てに提出をお願いいたします。

担当 福祉長寿局福祉指導課 電話 054-221-2960  
障害者支援局障害者政策課 電話 054-221-3599

## 再募集に係る派遣概要（アンダーラインは今回の募集に係る変更箇所）

項目	概要
1 実施主体	静岡県（健康福祉部福祉長寿局、静岡県健康福祉部障害者支援局）
2 募集職種・人員	介護職員、 <u>看護職員ほか人員の定めなし。</u>
3 届出	<u>応援職員の派遣可能施設届出書（再募集用）による。</u>
4 職員の派遣先等	<u>所属する団体を問わず、利用者や職員に感染者が発生し、サービスを提供するための職員体制が整わない施設や宿泊療養施設などで、感染者、濃厚接触者等への介助を行う。</u>
5 応援職員の派遣要請	感染発生施設を運営する法人等は、 <u>県が指定する情報確認シートにより可能な限り情報把握を行う。</u> また、 <u>外部からの応援が必要と判断した場合には、応援が必要となる施設や職員数等について福祉指導課に報告し、派遣を要請する。</u>
6 派遣の調整	<p>(1) 県社会福祉協議会（以下「県社協」）は、福祉指導課から職員派遣の依頼があったときは、派遣先施設の属する圏域を考慮し、登録職員の中から候補職員を選定する。</p> <p>(2) 県社協は、候補職員の所属法人に派遣依頼を行い、開始時期、応援可能職員、派遣期間等の調整を依頼するとともに、派遣先施設及び派遣元施設と調整の上、応援事項を決定する。</p>
7 派遣職員の業務内容と条件	<p>(1) 前項の施設等に派遣された職員は、当該施設の施設長等の指示による業務にあたる。</p> <p>(2) 業務に際し施設長等は、感染防止対策を徹底して行うものとする。</p> <p>(3) 職員の宿泊が必要となる場合は、派遣元施設であらかじめ調整し、確保する。</p> <p>(4) 派遣の期間については、県社協、派遣先施設及び派遣元施設との協議により決定するが、<u>1週間程度とする。</u></p>
8 職員の体調確認	職員は、派遣前に必ず体調のチェックを行い、自ら派遣への支障の有無を判断する。また、派遣前及び終了した際には、PCR 検査を受ける。
9 費用	<p>(1) 職員を派遣する施設は、派遣の実施に際して必要な費用及び派遣職員に対する手当等（別紙2のとおり）を負担する。</p> <p>(2) 職員を派遣する施設は、前項の費用及び手当については、補助事業を活用して静岡県、静岡市、浜松市に請求することができる。</p>
10 職員の研修	<u>登録された職員は、県社協が開催する感染管理認定看護師による事前研修を受講するものとする。</u>

かかり増し経費の負担等について

(別紙2)

かかり増し経費 費目(例)	県・政令市への申請者		該当通知及び基準単価			
	派遣元施設	派遣先施設	高齢者施設	障がい児者施設	児童施設	保護施設
※印は標準単価						
1 傷害、短期生命保険料 (傷害、感染)	○		【通知】 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業(別表2)	【通知】 障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業の実施について(別添)	【通知】 児童養護施設の生活向上のための環境改善事業の実施について 及び 令和2年度児童虐待・DV対策等総合支援事業費(新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業等(令和2年度補正予算分)分の国庫補助)について	【通知】 令和2年度生活困難者自立相談支援事業費等負担金及び生活困難者就労準備支援事業費等補助金に関する交付方針等について 1施設あたり500千円 ※都道府県、指定都市、中核市から国に対し協議書の提出が必要
2 派遣前検査費 (PCR検査)	○		(2)介護サービス事業所等との連携支援事業 介護老人福祉施設 19千円/定員	(2)障害福祉サービス等事業者との連携支援 施設入所支援 506千円/施設		
3 派遣施設への交通費 (通勤費)	○		介護老人保健施設 19千円/定員	共同生活援助 (介護サービス包括型) 167千円/事業所		
4 派遣先のユニフォーム		○	介護医療院 24千円/定員	(日中サービス支援型) 129千円/事業所		
5 マスク・防護具などの衛生用品		○	介護療養型医療施設 21千円/定員	(外部サービス利用型) 75千円/事業所		
6 危険手当(日額) ※ ・図1の派遣:15,000円/日 ・図2の派遣:10,000円/日 ・汚染エリアの派遣:20,000円/日 (感染者等の介助あり:25,000円/日) 同一法人内の派遣も可能	○		認知症対応型共同生活介護事業所 18千円/定員 養護・軽費老人ホーム等 (定員30名以上) 19千円/定員 (定員29人以下) 18千円/定員	福祉型障害児入所施設 493千円/施設 医療型障害児入所施設 264千円/施設		
7 時間外手当	○					
8 終了後検査費 (PCR検査)	○					
9 ホテル代 ※10,000円/泊 (自宅に帰れない場合)	○					
10 派遣元施設で職員を派遣したため、新たに勤務する代替職員(臨時職員)雇用費	○					

令和3年 月 日

静岡県社会福祉協議会事務局 御中

(FAX : 054-251-7508、MAIL : kazuki\_matsunaga@shizuoka-wel.jp)

静岡県老人福祉施設協議会事務局 御中

(FAX : 054-653-2312、MAIL : sizurosi@vesta.ocn.ne.jp)

静岡県老人保健施設協会事務局 御中

(FAX : 053-485-6130、MAIL : shizuoka-kenroukyo@nishiyama.or.jp)

静岡県知的障害者福祉協会事務局 御中

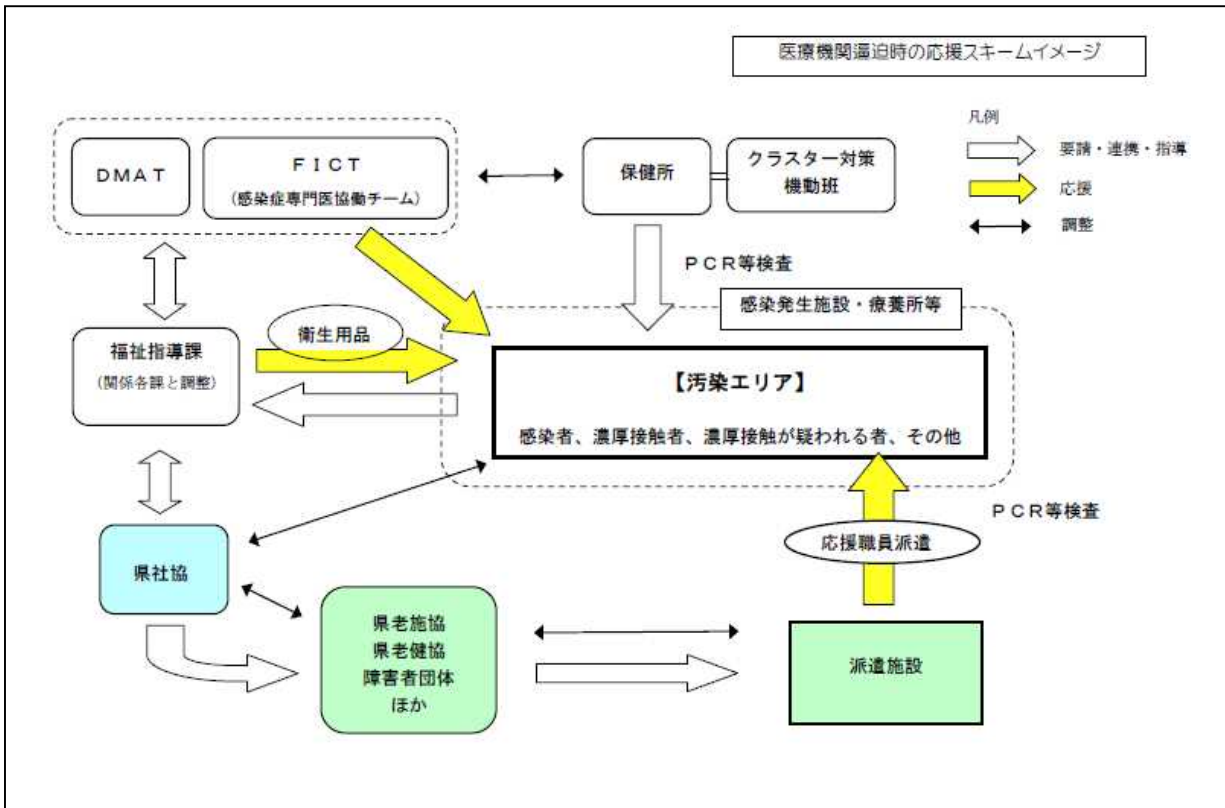
(FAX : 054-254-6396、MAIL : s-fukushi@iku-fukushi.jp)

応援職員の派遣可能施設届出書（再募集用）

法人名		
施設（事業所）名		
施設所在地		
提供サービス種別		
登録者数	人	
職 種 (○で囲んでください)	氏 名	経験年数
	介護・看護・その他	年
	介護・看護・その他	年
	介護・看護・その他	年
	介護・看護・その他	年
連絡先	部署・役職・担当者名	
	電話番号、FAX	
	MAIL	

(参考)

### 医療機関逼迫時の応援スキームのイメージ図（今回の募集）



### 応援スキームのイメージ図（原則）

